新たな児童手当制度の概要

| 制度の目的 | ○家庭等の生活の安定に寄与する | | | |
|--|---|--------------------|---|--------------|
| 一一一 | 〇次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する | | | |
| 支給対象 | 〇中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) | 所得制限 (夫婦と児童2人) | 〇所得限度額(年収ベース) ・960万円未満 | |
| 手当月額 | ○0~3歳未満 一律15,000円 ○3歳~小学校修了まで | 受給資格者 | 〇監護生計要件を満たす父母等 〇児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 | |
| | ・第1子、第2子:10,000円 ・第3子以降 :15,000円 | 実施主体 | ○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施 | |
| | 〇中学生一律10000円〇所得制限以上一律5,000円(当分の間の特例給付) | 支払期月 | 〇毎年2月、6月及び10月 (各前月まで | の分を支払) |
| | 〇 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(平成24年度: 1.5/1000)を乗じて得た額。 ※ 事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業(放課後児童クラブ等)を実施。 | | | |
| | 被 | 用者 | 非被用者 | 公務員 |
| | 特例給付 国 2/3 | 地方 1/3 | 国 2/3 地方 1/3 | |
| 費用負担 | 0歳~3歳未満 児童手当 事業主 7/15 | 国 地方 16/45 8/45 | | 所属庁 10/10 |
| | | 파를 4/2 | | |
| | 特例給付 | 地方 1/3 | 国 2/3 地方 1/3 | 所属庁 |
| | 中学校修了前 児童手当 2/3 | 地方 1/3 | 国 地方 2/3 1/3 | 10/10 |
| 財源内訳 | [給付総額] 2兆2,857億円 (内訳) 国負担分 地方負担 | , | · - · · · | |
| (24年度) ———————————————————————————————————— | 事業主負担分: 1,742億円 ※公務員を含む | | | |
| | 〇保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断) | | | |

[※]子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、扶養控除の廃止の影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている。特例給付の在り方についても、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。